

栃木県総合計画策定要綱

1 総合計画策定の趣旨

「とちぎ21世紀プラン」は、少子高齢化による人口構造の大きな変化や地球規模での環境との共生への模索など、成熟化しつつある社会・経済環境への対応が求められる21世紀において、その初頭における県政の指針を示し、これに盛り込まれた施策を「“とちぎ”から創る21世紀の日本」という気概を持って、県民とともに推進し、今日まで着実な成果を挙げてきているところである。

この間、近未来に向けた県政の羅針盤として「とちぎ将来構想」を策定し、今後の郷土づくりを進める上で重要となるテーマや大きく変化が予想されるテーマについて、計画的・戦略的な取組方向を示した。

こうした中、「とちぎ21世紀プラン」が、平成17年度をもってその計画期間を終了することから、この「とちぎ将来構想」に盛り込まれた取組方向の具体化を図りながら、引き続き21世紀初頭における本県の持続的な発展と豊かな県民生活の実現のため、県政経営の基本指針を示す新しい栃木県総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するものである。

2 総合計画の性格と役割

総合計画は、長期的な展望のもとに21世紀初頭における県政経営の基本指針を示すとともに、これに基づき、実施すべき行政施策を明らかにするものである。

また、同時に、この総合計画を示すことによって、県民には県行政に対する理解・協力と積極的な参加を、また、県内市町村には県行政との連携と協調による効果的な施策の推進を、さらに、近県には連携と協力を、国には県行政推進への支援と協力を、それぞれ期待するものである。

3 計画期間

総合計画は、21世紀中葉（西暦2050年頃）を展望した平成18年度（2006年）から、平成22年度（2010年）までの5か年間の計画とする。

4 総合計画の内容

総合計画に記載する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 長期的な展望を踏まえた本県の目指すべき将来像及びその実現のための施策展開の基本方向に関する事項
- (2) 県行政が総合的かつ長期的に取り組むべき課題とそれへの対応方策に関する事項
- (3) 計画期間において実施すべき主要施策に関する事項
- (4) 総合計画を推進するための方策に関する事項

5 総合計画の策定に係る基本的事項

総合計画の策定に当たっては、県議会をはじめ広く県民の意見・提言を求めるとともに、策定事務が円滑に行われるよう、次の措置を講じる。

(1) 栃木県総合計画懇談会の設置

第4に掲げる事項等について、意見や提言を求め、これらを総合計画に反映するため、学識経験者等から知事が委嘱した委員で構成する「栃木県総合計画懇談会」を設置する。

(2) 県民からの意見・提言の聴取

幅広く県民からの意見や提言を聴取し、これらを総合計画に反映するため、アンケート調査、各種広聴事業・県ホームページの活用、パブリックコメント等を実施する。

(3) 県民への情報提供

各種の県政広報誌や県ホームページ、各種メディアを活用して、総合計画の策定状況等について、県民への情報提供に努める。

(4) 市町村の意向調査

県内市町村の課題や意向を把握し、これらを総合計画に反映するため、各市町村長の意向調査や市町村職員との意見交換等を実施する。

(5) 国及び近県との調整

国及び近県の各種計画等との調整を図る。

(6) 庁内体制の整備

総合計画の策定事務を円滑に進めるため、庁内体制を次のように整える。

- ① 各部局間の各種調整等を進めるため、「総合計画策定調整会議」を設置する。
- ② 庁内各部局毎に当該部局に関する事項を検討・調整するため、「総合計画策定部会」を設置する。
- ③ 総合計画の策定事務局は、企画部企画調整課に置く。

(7) 総合計画に関する総合的な企画・調整及び決定は庁議において行う。

6 総合計画策定の日程

総合計画は、平成17年度末を目途に策定することとし、その主要な日程は概ね次のとおりとする。

平成16年	7月	栃木県総合計画懇談会の設置
平成17年	1月	総合計画第1次素案公表
	8月	総合計画第2次素案公表
平成18年	2月	総合計画の決定及び公表

7 総合計画策定要領の制定

この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、別に定める。

8 要綱の適用

この要綱は、平成16年4月27日から適用し、総合計画の決定をもって廃止する。